

民法（債権関係）改正

～債権の譲渡制限特約に関する見直し～

2017年9月26日
法務省民事局

債権の譲渡制限特約に関する見直し

債権譲渡とは・・・

債権者Aの債務者Bに対する債権について、Aが売買などにより、その債権を第三者であるCに移転すること(右上図)

※債権譲渡の目的

- ・弁済期前に債権を売り渡して、代金を得る(金銭化)
- ・債権を担保に供して資金調達をする(担保化) など

譲渡制限特約の効力

「譲渡制限特約」とは、債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の債権者・債務者間の特約をいう。

■ 民法の一般原則によると・・・

- ・特約の効力は債権者・債務者間のみに及ぶ。
 - 譲渡制限特約があっても債権の譲渡は可能(有効)。
 - 債務者は譲受人からの請求に応じざるを得ない。ただ、特約に違反した譲渡人に対して損害賠償等を請求できる。

■ しかし、現行法は、譲渡制限特約の効力を強めている(右下図)。

・譲渡制限特約が付された債権の譲渡は**原則無効**【現 § 466】

→ 債務者は譲渡人に支払えばよい。

- 現行法の趣旨は、債務者の利益(弁済の相手方を固定する効果)を図ること

債権譲渡(譲渡制限特約なし)

債権者・譲渡人(A)

譲受人(C)



債権譲渡
(売買等)



債務者(B)

弁済

債権譲渡(譲渡制限特約あり)

債権者(A)

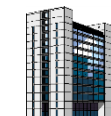
譲受人(C)
(悪意重過失)



債権譲渡
(売買等)

弁済

譲渡制限特約付き



債務者(B)

譲渡は無効

債権の譲渡制限特約に関する見直し

資金調達における将来債権譲渡の活用

近時、**債権譲渡(譲渡担保)**による資金調達が、特に**中小企業の資金調達手法**として活用されることが期待されている。

※例えば、中小企業が自己の有する現在又は将来の売掛債権等を原資として資金調達を行うことがある。

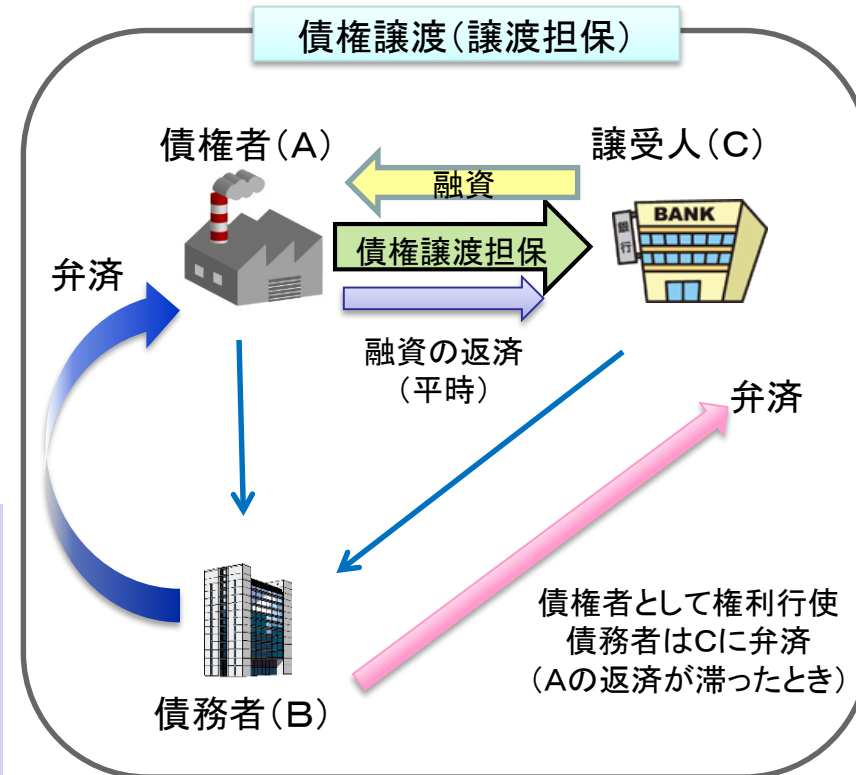
譲渡担保:担保化の目的で動産・債権等の権利を形式的に移転させること(返済が無事に終われば元の権利者に復帰する)
(例)ゼネコン(右図のB)から継続的に仕事を受注している下請会社(A)が、金融機関(C)から融資を受ける際に、今後1年間に発生する請負代金債権を担保として提供

現行法の問題

- 譲渡制限特約が付された債権の譲渡には債務者の承諾が必要。
→ 債務者の承諾を得られないことが少なくない。
- 債権譲渡が無効となる可能性が払拭しきれないため、譲渡(担保設定)に当たって債権の価値が低額化。
→ 中小企業の資金調達の円滑化にとって、「**譲渡制限特約の効力が障害になっている**」との指摘(中小企業団体(日商、全中)、ABL協会、経産省) ※反対は経団連等

法制審議会における検討

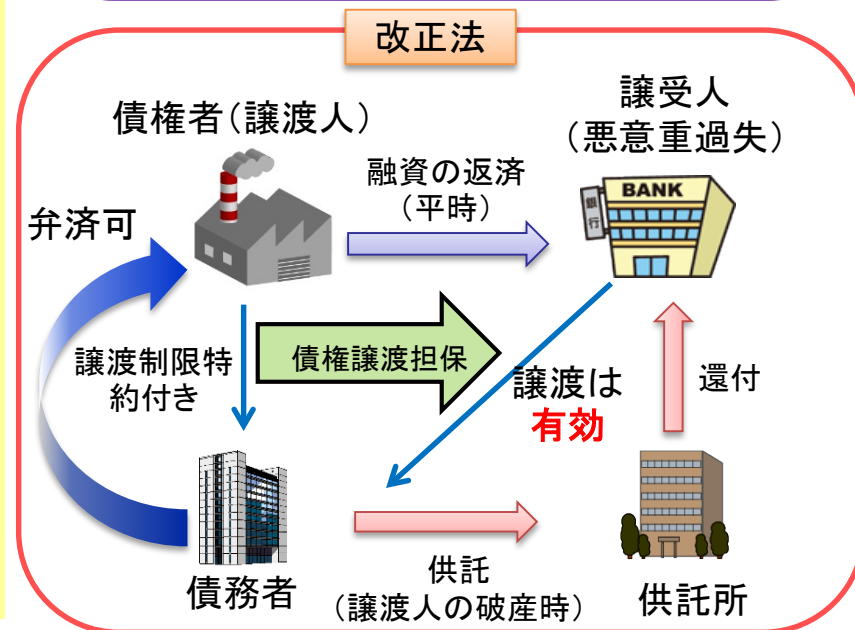
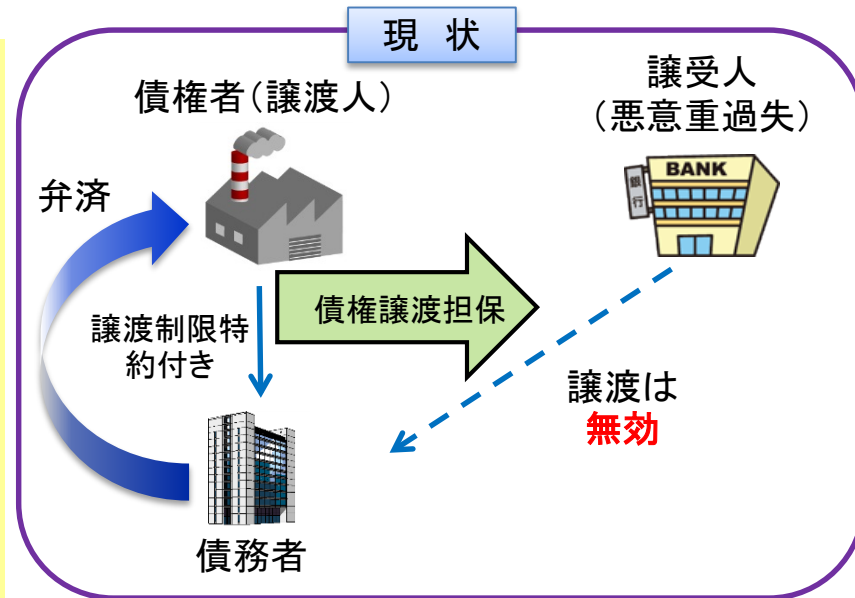
- 中小企業の資金調達の円滑化に支障が生じないようにすることは重要。
→ 譲渡禁止特約の効力を弱める方向で議論。
- 単純に譲渡制限特約があっても債権譲渡は有効とすると、相手方を固定するという債務者の利益を害するおそれがある。



債権の譲渡制限特約に関する見直し

改正法の内容【新 § 466、466-2、466-3】

- 資金調達の円滑化を阻害するものと指摘されていた現行法の問題を解消
 - ・譲渡制限特約が付されていても、**債権譲渡の効力は妨げられない**。
- 弁済の相手方を固定することへの債務者の期待を形を変えて保護
 - ・債務者は、基本的に**譲渡人(元の債権者)に対する弁済等をもって譲受人に対抗することができる(免責される)**。
 - 債権譲渡がされても、債務者は、従前どおり譲渡人に弁済をすればよく、譲受人に対して弁済をする必要はない。
- 譲受人の保護
 - ・債務者が譲受人から譲渡人への履行の催告を受け、相当の期間内に履行をしないときは、債務者は、譲受人に対して履行をしなければならない。
 - ・譲渡人が破産したときは、譲受人は、債務者に債権の全額に相当する金銭を**供託するよう請求**することができる(譲渡人への弁済は譲受人に対抗できない)。
- 施行日
 - ・改正法は、**2020年の施行**を予定している。



債権の譲渡制限特約に関する見直し

実務上の懸念

譲渡制限特約が付された債権の譲渡が有効であるとしても、債権者・債務者間の特約に違反したことを理由に契約が解除されてしまうのではないかと？

解除ができるとすると・・・

- 債権譲渡をしたために取引を打ち切られるリスクがある。
- 譲受人にとっても、解除によって債権が発生しないおそれがあるため、そのような債権を譲り受けるのは困難。
→ 資金調達の円滑化につながらないおそれがないか？

改正法の下での解釈論

改正法では、債務者は、基本的に譲渡人(元の債権者)に対する弁済等をすれば免責されるなど、弁済の相手方を固定することへの債務者の期待は形を変えて保護されている。

そうすると、以下の解釈ができると考えられる。

- 譲渡制限特約が弁済の相手方を固定する目的でされたときは、債権譲渡は必ずしも特約の趣旨に反しないと見ることができる。
→ そもそも**契約違反(債務不履行)にならない。**
- 債権譲渡がされても債務者にとって特段の不利益はない。
→ 契約の解除を行うことは、極めて合理性に乏しく、**権利濫用等に当たりうる。**

今後の課題

安心して債権の譲渡担保が行われるためには・・・

